

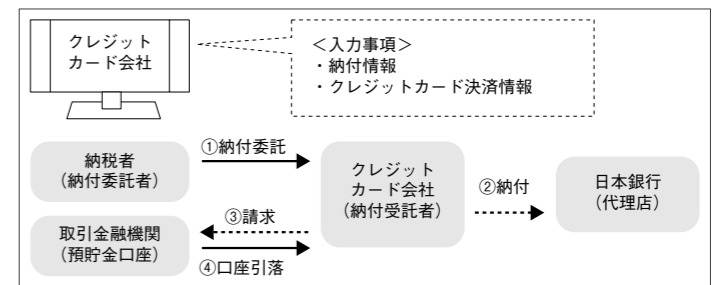
# 平

成28年度の税制改正においては、税制改正大綱で円滑・適正な納税のための環境整備（納税環境整備）として挙げられていたものをはじめ、各種納税手続きに関する細かい改正が行われている。今回は、これらの改正の一部を解説する。なお、今回の改正では、マイナンバーに関して、告知等を一部不要とする改正および記載対象書類の見直しも行われている（今回は、解説を省略する）。

## クレジットカード納付制度の創設

国税の納付方法のひとつに電子納税（e-Tax）によりインターネットバンキング・ATMから納付する方法があるが、今回の税制改正で新たにクレジットカードを利用した納付が可能になった（図表1、2）。平成29年1月4日以後の納税委託から、インターネットの専用サイトを利用して、クレジットカード

図表1 クレジットカード納付の流れ



（注）納付受託者が納付を受けた日に国税の納付があったものとみなされる。  
（出所）財務省資料「国税クレジットカード納付の創設（案）」より大和総研作成

図表2 クレジットカード納付制度の概要

- ・国税のうち、納付書で納付できるものが対象となる。税目、納税額については基本的に制限なし（注1）。
- ・クレジットカード利用手数料は、利用者（納税者）が負担する（注2）。
- ・納税者がクレジットカード会社（納付受託者）に納付手続きを委託し、クレジットカード会社（納付受託者）がその納付手続きを受託した日に国税の納付があったものとみなして、利子税・延滞税等が適用される。
- ・適正なクレジットカード納付を実現するための所要の措置（納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務等）を講ずる。

（注1）ただし、クレジットカード会社の取扱い上、1,000万円未満に限定される。  
（注2）現行の地方税における取扱いと同様。また、国は、国税事務取扱手数料として、契約形態により1円～10円（税抜き）の範囲で手数料を負担する。  
（出所）財務省資料「国税クレジットカード納付の創設（案）」より大和総研作成

## 振替納税の領収証書の送付制度見直しに係る改正

従来、国税（申告所得税・消

減の観点から廃止すべきであるとの会計検査院の指摘を受けていた。

そのため、平成29年1月1日から、領収証書の送付を廃止し、納税者のうち希望者に対して領収証書の代わりに「証明書」を発行することとされた。この「証明書」は、税務署の窓口で直接交付を受けるか、郵送で交付を受けることが想定される。また、

e-Tax利用者については、e-Tax上で領収証書の情報の確認が可能となることが想定される（図表3）。

今回の税制改正では、税務署長が金融機関に送付する納付書等について、この見直しに係る所要の整備が行われた。

なお、申告納税のスケジュールとの関係は図表4のとおりである。

## 生命保険料控除等に係る添付書類の電子交付の導入

確定申告の際、生命保険料控除または地震保険料控除の適用を受けるためには、保険会社が発行した控除証明書の添付等が必要とされている。

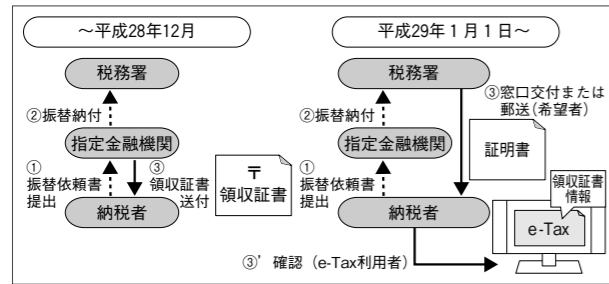
また、寄附金控除の適用を受けるためには、寄付金の受領者が発行した領収書の添付等が必要とされている。この控除証明書または領収書については、従来、発行者から書面により交付を受けることとされていた。

今回の改正により、平成30年度分以後の所得税および平成31年度分以後の個人住民税

この調査は、まず調査の前に

この調査は、まず調査の前に

図表3 領収証書の送付制度の変更（イメージ図）



（出所）大和総研作成

図表4 領収証書の送付と申告納税のスケジュール

税目	平成28年							平成29年
	4	5	6	7	9	11	12	
申告所得税 復興特別 所得税	27年分	◆確定申告◆延納						領収証書 送付廃止 (注2)
	28年分			◆予定納税①		◆予定納税②		
消費税 地方消費税 (注1)	27年分	◆確定申告 ◇3月特例10～12月分						領収証書 送付(注3)
	28年分			●中間申告1/3 ◇3月特例1～3月分	○中間申告1/1 ●中間申告2/3 ◇3月特例4～6月分	●中間申告3/3 ◇3月特例7～9月分		

（注1）消費税・地方消費税の「中間申告」とは、前課税期間の確定消費税額が一定額を超える事業者について、中間申告書の提出を義務付けるものである。中間申告の回数は、確定消費税額により、年1回から年11回まで区分されている。また、「3月特例」とは、届出により課税期間を3ヵ月ごとに短縮するものである（課税期間を1ヵ月ごとに短縮できる場合（1月特例）もある）。

（注2）領収証書送付の代替として、希望者に振替結果の証明書を発行する等の対応が予定されている。

（注3）消費税・地方消費税のうち、中間申告年11回の場合は中間9回目（12月振替）、1月特例の場合は9月分（12月振替）までの領収証書が送付される。

（出所）国税庁「平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなります」を基に大和総研作成

## 申告加算税の見直し

(1) 税務調査の事前通知後、更正予知前に修正申告が行われた場合

当初の確定申告後、税務当局による（実地）調査が行われ、過少に申告していたことが判明した場合や、申告すべき税金を申告していなかったことが判明した場合には、それぞれ「過少申告加算税」「無申告加算税」が課されることとされている。この調査は、まず調査の前に

シンクタンク研究員による

# 読み解き！最新制度

Vol.18

## 平成28年度税制改正における納税手続きの改正

納税義務者に対して調査を行う旨等を通知し（事前通知）、調査を開始することとされている。従来、事前通知後、更正予知（調査に基づいて更正等があるべきことの予知）の前に修正申告が行われた場合には、過少申告加算税は課されず、無申告加算税は軽減（5%）されていた。

今回の改正により、事前通知の後、更正予知前に修正申告が行われた場合および更正予知後

の加算税については、**図表6**のとおりとなった。これは、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用される。

(2)短期間に繰り返し無申告加算税または重加算税が課された場合

今回の改正により、短期間に繰り返し無申告加算税または重加算税（違反の基礎となる事実について仮装・隠蔽をした場合



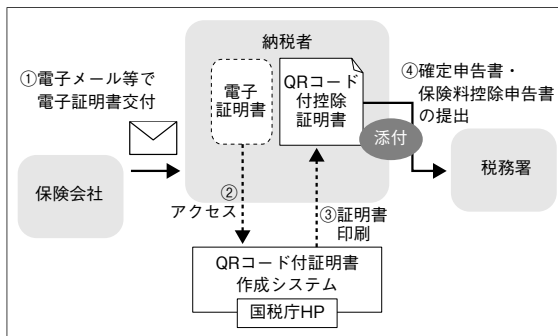
小林 幸子 ● こはやし・あきこ  
大和総研研究員 弁護士  
金融商品取引法、会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」法人投資家のための証券投資の会計・税務（いずれも共著 大和証券刊）。

に課される附帯税）が課された場合等についても、加算税が見直されている。

具体的には、期限後申告、更正予知後の修正申告、税務署による更正等が行われた場合について、その申告等の前日から5年前までの間に、同じ税目につ

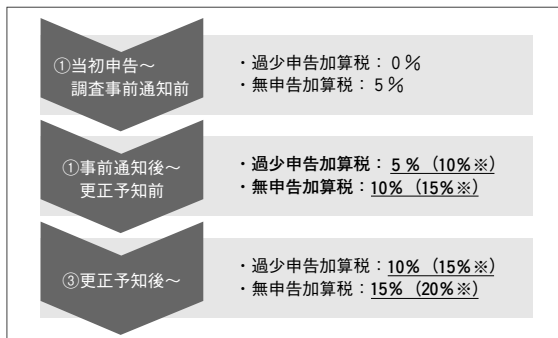
いて更正予知による無申告加算税または重加算税を課されていることとなった（**図表7**）。これは平成29年1月1日以後に繰り返し行われた無申告加算税または重加算税の賦課決定から適用される。

図表5 添付書類の電子交付の流れ（保険料控除証明書の場合）



- (注1) 図表は、添付書類として生命保険料または地震保険料の控除証明書を税務署に提出する場合を示す。  
 (注2) 真正性の担保のための措置として、電子証明書およびQRコードにより改ざん等の検知ができることとなっている。  
 (出所) 国税速報（平成28年2月1日6397号）「大綱からみた平成28年度税制改正の動向」～個人所得課税関係・下（その他の改正事項、検討事項等）～」の図表を基に大和総研作成

図表6 過少申告加算税または無申告加算税の税率



- ※加重される部分（過少申告加算税の場合は期限内申告税額と50万円の内  
 ずれが多い額を超える部分、無申告加算税の場合は50万円超の部分）に  
 ついては、カッコ内の税率が適用される。  
 (注1) 今回改正された部分については下線で示している。  
 (注2) 事前通知の内容として、調査を行う旨、調査対象税目および調査  
 対象期間についての通知が必要である。  
 (注3) 次のような場合は、新たな加算税の対象とはならない。  
 ①調査対象とならない部分に係る修正申告  
 ②他税目の更正請求に基づく減額更正に伴う修正申告  
 ③相続税・贈与税について、遺産分割確定を受けて任意に修正申告・  
 期限後申告を行う場合等  
 (出所) 改正後の法令を基に大和総研作成

図表7 過去5年以内に無申告加算税  
または重加算税の対象となった場合の税率

	原則的税率	加算後の税率
税務署による更正に基づく 無申告加算税	15% (20%※)	25% (30%※)
重加算税	過少申告加算税・ 不納付加算税に代えて 賦課されるもの	35% 45%
	無申告加算税に代えて 賦課されるもの	40% 50%

- ※50万円を超える部分については、カッコ内の税率となる。  
 (出所) 改正後の法令を基に大和総研作成